

武富士創業家の責任追及を徹底するため、司法の正義を求める決議

武富士は、平成22年9月28日、会社更生法の適用を申し立て、倒産した。そして、東京地方裁判所民事第8部は、同年10月31日、会社更生手続開始決定をした。武富士から会社更生を依頼された弁護士である小畑英一氏その人が、管財人として、武富士の会社更生を遂行するという異常な手続が開始されたのである。

武富士創業者武井保雄の意思に支配された武富士は、従業員に対し、過酷なノルマを課し、武富士の従業員は、貸付ノルマを達成するためには過剰融資をし、回収ノルマを達成するためには違法・不当な取立をせざるを得ないということが、常態化していた。そのような業務実態は、亡保雄が死亡した後も、全く改まることはなかった。

そうした違法な業務実態の中で、武富士の顧客らは、武富士から、返済能力を超えるほどの過剰な貸付を受け、その貸付金に対応する高利の支払を余儀なくされ、違法・不当な取立を受けることを恐れて、計算上債務を完済した後も、義務なき支払を免れることができず、その結果、武富士には、莫大な不当利得（過払金）が蓄積する結果となった。

そして、亡保雄は日本有数の大資産家となり、日本国内の無数の消費者を相手方とする金銭消費貸借上の利息収入（それは、一部無効な利息契約に基づく、法律上の原因のない不当利得であり、本来、顧客らに返還しなければならないはずのものである。）によって獲得した巨額の富が、現在もまだ、亡保雄の相続人らのもとに残されている。

借主が、武富士への支払いのために、生活費を削り、食べたいものも食べられず、子どもの教育費も削り、税金も払えず、健康保険料も払えず、病気になっても病院に行くのも我慢して、場合によっては過酷な取立のために精神等を病んで自ら命を絶つ、そうした悲劇が繰り返されてきた。この結果、武富士の創業家に莫大な資産が蓄積されたということである。

武富士が借主を騙し脅して蓄積してきた過払金は約2兆4000億円にも達している。このうち更生債権として約91万人から届出があった過払金は約1兆3800億円で、これに対する弁済率はわずか3.3%に止まっている。

武富士の違法経営を陣頭指揮してきたのは、武富士の創業者・支配者であり同社

の代表取締役を長く務めた亡保雄であり、亡保雄の後継者であった、二男健晃である。とすれば、武富士の取締役として同人らの法的責任が厳しく追及されなければならない。また、亡保雄から生前贈与を受けたにもかかわらず、贈与当時日本に住所がなかったから課税できないとした最高裁判決によって約2000億円にも上る税金が還付された元専務取締役・長男俊樹が、亡保雄の相続に基づき、還付された血税を含めた私財をもって過払債権者らの損害を賠償する責任を負うべきは当然である。利子に当たる「還付加算金」だけでも約400億円に上るといっているのであるから、これをまんまと手中にするのは、まさに濡れ手に粟の所行であって、とうてい国民の理解が得られることではない。

徹底的に武富士の経営陣や創業家に対する損害賠償請求などの責任追及がなされなければ、全国は無数の過払債権者の理解、ひいては世論の理解はとうてい得られない。武富士創業家の責任を追及するため、「武富士の責任を追及する全国会議」は、提訴のための助力を続けてきた。取締役責任の追及訴訟である。第7陣までの集団提訴により、累計で17地裁1支部に40都道府県の原告ら約2800人が約64億円の損害賠償を請求している。その第1陣の東京地方裁判所の裁判が現在終結間近となっており、来年3月にも判決がなされる見込みである。

この裁判は、長年にわたり武富士から虐げられ、騙し続けられ、脅し続けられ、人生の長い時間や場合によっては生命そのものすら犠牲にして返済を続けてきて、その挙げ句の果て、そうして積み上げた過払金を踏み倒されようとしている武富士の元顧客たち、すなわち原告らが、不公正の疑いがある会社更生手続に頼ることもできずに、自ら立ち上がって、司法の正義を求める訴訟である。この訴訟は、そうした原告らが、「怒り」や「苦しみ」や「後悔」といった感情を清算し、人としての尊厳を取り戻す闘いである。

この裁判の判決において、司法の正義が高らかに宣言され、被害者救済の道を拓くことを期待する。

平成25年10月27日

第33回 全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 仙台参加者一同